

【追加受付】令和7・8年度 競争入札参加資格審査申請書の提出について【建設工事】

越前町が発注する建設工事にかかる競争入札に参加を希望する方は、次の事項により申請書を提出してください。

【資格の種類】

建設工事の入札参加資格に登録を申請できる工事の種類は、次の30種類です。

ただし、登録を申請できる工事については「**建設業の許可**」(**営業所で申請をする場合は、当該営業所で営業している工事の許可**)を取得し、且つ「**経営事項審査**」を受けている工事に限ります。

1. 土木一式工事
2. 建築一式工事
3. 大工工事
4. 左官工事
5. とび・土工・コンクリート工事
6. 石工事
7. 屋根工事
8. 電気工事
9. 管工事
10. タイル・れんが・ブロック工事
11. 鋼構造物工事
12. 鉄筋工事
13. 舗装工事
14. しゅんせつ工事
15. 板金工事
16. ガラス工事
17. 塗装工事
18. 防水工事
19. 内装仕上工事
20. 機械器具設置工事
21. 熱絶縁工事
22. 電気通信工事
23. 造園工事
24. さく井工事
25. 建具工事
26. 水道施設工事
27. 消防施設工事
28. 清掃施設工事
29. 解体工事
30. 法面処理工事

1 資格要件

次の事項に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項などにより、競争入札への参加を排除されていないこと。
- (3) 申請時に納期限の到来している国税および地方税を滞納していないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていること。
- (5) 越前町暴力団体排除条例（平成23年越前町条例第24号）第2条第1号及び第2号並びに第6条の規定のいずれにも該当しない者であること。

2 受付期間

受付期間	資格適用
令和7年 5月1日～ 5月31日	令和7年 8月1日
令和7年 8月1日～ 8月31日	令和7年11月1日
令和7年11月1日～11月30日	令和8年 2月1日
令和8年 2月1日～ 2月28日	令和8年 5月1日
令和8年 5月1日～ 5月31日	令和8年 8月1日
令和8年 8月1日～ 8月31日	令和8年11月1日
令和8年11月1日～11月30日	令和9年 2月1日

3 申請の方法または提出場所

申請書（業者カード）に必要事項を記入し、添付が求められているその他の書類と共にA4版フラットファイルに綴じ込み、持参または郵送してください。

【提出先】

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

越前町役場 監理課 TEL 0778-34-8719（直通）メールアドレス kanri@town.echizen.lg.jp

4 申請書類

越前町ホームページからダウンロードできます。

5 有効期間

令和7年5月1日から令和9年4月30日まで

有効期間内に申請事項の変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

6 その他

申請書受付票の交付はしません

○受付票が必要な方は、申請者により作成した受付票を持参してください。

（郵送の場合は、110円切手を貼付し返信先宛名を記載した『返信用封筒』を同封してください。

返信用封筒が無い場合は、決定通知書と併せて返信します。）

○不足書類があった場合や申請書に不備があった場合は、速やかに再提出をお願いします。

○登録業種によっては、有効期間中に全く入札等が無いこともあります。また資格者名簿に登録されていても、必ず指名されるとは限りません。

入札参加資格審査基準を必ず確認し、添付書類等の提出をお願いします。

別 表

※登記事項証明書・身元証明書・納税証明書・印鑑証明書は、提出時以前**3ヶ月以内**に発行されたものに限る。

番 号	種 別	注 意 事 項	町 内 業 者	県 内 業 者	県外業者	
					県 内 営 業 所 有	県 内 営 業 所 無
1	競争入札参加資格審査申請書 (業者カード) *データの拡張子は「.xlsx」	業者カード(建設工事)のことをいう。 ・申請書末尾に代表者印(実印)を必ず押印のこと。 ・登録を希望する業種についてのみ、区分、総合評定値、平均完成工事高(千円)を記載すること。 <u>※同データに限り、CD-Rでも提出のこと。</u>	◎	◎	◎	◎
2	経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書の写し	当該通知書の有効期限は審査基準日から1年7ヶ月です ので、 更新した際は、その都度提出のこと。	◎	◎	◎	◎
3	営業用機械器具調	・注意事項を参照のうえ、以下の点に注意すること。 <舗装工事を希望する場合> アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、タイ ヤローラーの <u>全て</u> を所有していること。 <土木一式(海上)工事を希望する場合> 作業船(起重機船等)を所有していること。 ・それぞれ、所有が確認できる資料を添付のこと。	○			
4	従業員に関する調査票	・申請日現在で雇用している <u>技術者等</u> および <u>事務職員等</u> の <u>全従業員</u> について記載すること。 ・技術者であって法令による免許等を有しないなど実務経 験のみの場合も、その年数を必ず記載すること。 ・在籍期間は、申請日現在で当該事業所に在籍している期 間を記載すること。 ・備考欄には、「事務、技術、その他」のいずれかを記載 することとし、「技術」とした場合は専門部門を、「その 他」とした場合は具体的な仕事内容をそれぞれ括弧書き すること。 また、 <u>建設業に係る資格及び免許等を全て記載(役員及 び事務職についても同様)し、営業所専任技術者となっ ている者については、その旨を記載</u> すること。 <u>※監理技術者資格者証の写しを必ず添付すること。</u>	◎			
5	建設業許可証明書または登録証明 書の写し	有効期限が切れていないものを添付のこと。 <u>委任する場合は、当該委任先の建設業の許可が確認できる 建設業許可申請書控の写しを添付すること。</u> ※当該委任先が許可を有している業種のみ申請可。	◎	◎	◎	◎

6	営業所一覧表	営業所がある場合には記載すること。	○	○	○	○
7	常勤技術者調	<u>委任する場合は</u> 、当該委任先について記載すること。		◎	◎	◎
8	【法人】登記事項証明書 【個人】身分（身元）証明書 （写し可）	【法人】商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）〔法務局〕 【個人】身分（身元）証明書 〔本籍地の市町村〕	◎	◎	◎	◎
9	未納のない旨の納税証明書 【1. 国税】 【2. 町税】 （写し可）	※ 町内業者 （委任先が町内にある場合を含む） ・ ・ 【1. 国税】 【2. 町税】 ※ 町外業者 ・ ・ 【1. 国税】 のみ 【1. 国税の納税証明書】 【法人】の場合「その3の3」 【個人】の場合「その3の2」 【2. 町税】 納付義務のある全税目について未納がない旨の納税証明書（完納証明書）または非課税証明書を添付。 ※営業所開設後間もない場合は、事業所開設届等で代用。	◎	◎	◎	◎
10	印鑑証明書 （写し可）	【法人】法務局が発行する印鑑証明書 【個人】市町村長が発行する印鑑証明書	◎	◎	◎	◎
11	使用印鑑届	・ 契約等に関する手続きに使用する印鑑を届出すること。 ・ 委任する場合は、受任者が使用する印鑑を届出すること。	◎	◎	◎	◎
12	委任状	・ 営業所等の代表者に委任する場合に限る。	○	○	○	○
13	返信用封筒（長形3号）	・ 返信先宛名を記入し、110円切手を貼付。 この返信用封筒は、決定通知書返信用。	◎	◎	◎	◎
14	A4・紙フラットファイル	・ 色指定なし。 ・ 表紙と背表紙に「商号又は名称」を明記し、上記書類の記載順に綴ること。 ・ クリアファイルに、 <u>CD-R</u> （業者カードのデータを格納したもの）と <u>返信用封筒</u> を入れること。	◎	◎	◎	◎

◎は必須書類 ○は該当する場合のみ必要書類